

○ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（監査証明府令ガイドライン） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>府令第2条（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係）関係</p> <p>2-1 [略]</p> <p>2-2 監査証明をしようとする連結財務諸表に係る連結会計年度の各期首及び<u>第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表</u>に係る中間連結会計期間の各期首において、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用することを被監査会社等が決定していない場合の当該監査証明に係る特別の利害関係については、府令第2条第1項第6号及び第2項第6号から第9号までに規定する関係のうち、持分法適用会社に係る関係は、適用がないものとして取り扱うものとする。</p> <p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係</p> <p>4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は<u>期中レビュー報告書</u>に係る府令第4条第1項第1号ヌ、第2号ト及び第3号トに規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は<u>期中レビュー</u>に係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p> <p>4-2 [略]</p>	<p>府令第2条（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係）関係</p> <p>2-1 [同左]</p> <p>2-2 監査証明をしようとする連結財務諸表に係る連結会計年度の各期首、<u>中間連結財務諸表</u>に係る中間連結会計期間の各期首及び<u>四半期連結財務諸表</u>に係る四半期連結会計期間の各期首において、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用することを被監査会社等が決定していない場合の当該監査証明に係る特別の利害関係については、府令第2条第1項第6号及び第2項第6号から第9号までに規定する関係のうち、持分法適用会社に係る関係は、適用がないものとして取り扱うものとする。</p> <p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係</p> <p>4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>に係る府令第4条第1項第1号ヌ、第2号ト及び第3号トに規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は<u>四半期レビュー</u>に係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p> <p>4-2 [同左]</p>

4-3 府令第4条第3項各号及び第12項各号に規定する意見並びに同条第17項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「期中レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。

4-4 府令第4条第7項、第14項及び第19項に規定する追記情報は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「期中レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。

4-5 府令第4条第24項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1 中間監査の対象となった第二種中間財務諸表等が国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

2 中間監査の対象となった第二種中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-6 府令第4条第25項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1 期中レビューの対象となった第一種中間財務諸表等が国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

2 期中レビューの対象となった第一種中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に

4-3 府令第4条第3項各号及び第12項各号に規定する意見並びに同条第17項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。

4-4 府令第4条第7項、第14項及び第19項に規定する追記情報は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。

4-5 府令第4条第24項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-6 府令第4条第25項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

よって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-7 府令第4条第27項の規定の適用に関して、中間監査の対象となった第二種中間連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-8 府令第4条第28項の規定の適用に関して、期中レビューの対象となった第一種中間連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

#### 府令第5条（監査概要書等の提出）関係

5-1 府令第5条の規定により提出する監査概要書、中間監査概要書、期中レビュー概要書並びにファンド及び信託財産に係る監査等概要書（以下「監査概要書等」という。）について、複数の被監査会社等に係る監査概要書等をその提出期限ごと一括して提出する場合には、一括して提出する各被監査会社等の監査概要書を編綴して提出することに留意する。この場合において、同一の公認会計士、監査法人又は監査事務所その他適当な単位で一括して提出することができることに留意する。

5-2 [略]

5-3 第1号様式記載上の注意(4)bの規定による備考欄の記載においては、監査又は証明業務としては、例えば、金融商品取引法

4-7 府令第4条第27項の規定の適用に関して、中間監査の対象となった中間連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

4-8 府令第4条第28項の規定の適用に関して、四半期レビューの対象となった四半期連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。

#### 府令第5条（監査概要書等の提出）関係

5-1 府令第5条の規定により提出する監査概要書、中間監査概要書、四半期レビュー概要書並びにファンド及び信託財産に係る監査等概要書（以下「監査概要書等」という。）について、複数の被監査会社等に係る監査概要書等をその提出期限ごと一括して提出する場合には、一括して提出する各被監査会社等の監査概要書を編綴して提出することに留意する。この場合において、同一の公認会計士、監査法人又は監査事務所その他適当な単位で一括して提出することができることに留意する。

5-2 [同左]

5-3 第1号様式記載上の注意(4)bの規定による備考欄の記載においては、監査又は証明業務としては、例えば、金融商品取引法

監査、中間監査及び期中レビュー、会社法監査、金融商品取引所の規則による意見表明業務などを記載し、その他の業務としては、監査又は証明業務以外の業務で、監査業務と同時に行うことができる業務を記載することになることに留意する。なお、備考欄に記載する業務が多数である場合には、注を付す等により当該記載事項を欄外に記載することができるものとする。

5-4 [略]

5-5 第1号様式記載上の注意(8)の記載については、連結財務諸表の監査において監査人と同一の公認会計士又は監査法人が行った連結子会社の財務諸表の監査の結果を利用している場合には、監査人が利用した当該連結子会社の財務諸表の監査の結果に関して特に考慮した事項等が含まれることに留意する。

5-6 [略]

5-7 第3号様式は、ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査について記載する様式であり、ファンドの委託会社及び信託財産の受託者に係る財務諸表等の監査若しくは期中レビュー又は投資法人に係る財務諸表等の監査若しくは期中レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書は、第1号様式、第2号様式又は第4号様式によることに留意する。

5-8 [略]

監査、中間監査及び四半期レビュー、会社法監査、金融商品取引所の規則による意見表明業務などを記載し、その他の業務としては、監査又は証明業務以外の業務で、監査業務と同時に行うことができる業務を記載することになることに留意する。なお、備考欄に記載する業務が多数である場合には、注を付す等により当該記載事項を欄外に記載することができるものとする。

5-4 [同左]

5-5 第1号様式記載上の注意(8)の記載については、連結財務諸表の監査において監査人と同一の公認会計士又は監査法人が行った連結子会社の財務諸表の監査の結果を利用している場合には、監査人が利用した当該連結子会社の財務諸表の監査の結果に関して特に考慮した事項等が含まれることに留意する。

5-6 [同左]

5-7 第3号様式は、ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査について記載する様式であり、ファンドの委託会社及び信託財産の受託者に係る財務諸表等の監査若しくは四半期レビュー又は投資法人に係る財務諸表等の監査若しくは四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、第1号様式、第2号様式又は第4号様式によることに留意する。

5-8 [同左]